

2023.06.01

内閣府消費者委員会本会議

LPガスの取引適正化をめぐって

橘川武郎／きっかわたけお

国際大学副学長・大学院国際経営学研究科教授

東京大学・一橋大学名誉教授

総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス
小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ/オブザーバー

LPガス取引をめぐる二つの問題

(1) 取引適正化

賃貸住宅におけるガス代への設備費の「混入」
北海道地方LPガス懇談会
北海道生活協同組合連合会の調査

(2) 料金透明化

料金体系・内訳の不明朗さ(背景にブローカーの暗躍)
南関東地方LPガス懇談会
神奈川消費者の会連絡会の調査

□いずれの問題も全国的に波及

関連するが、異なる問題。→特に深刻なのは(1)

(2)の料金透明化への対応

□ 2017.2～6:

経産省「LPガス取引適正化ガイドライン」

全国LPガス協会「LPガス販売指針」

液石法(「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」)一部改正、関係省令改正

□「取引適正化ガイドライン」のポイント

①標準的な料金メニュー等の公表

②液石法第14条に定める書面を交付するときの説明

③料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知

④苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理

□ 残された課題

行政指導で実効性が十分ではない

焦点が料金透明化にあり取引適正化への掘り下げが弱い

(1)の取引適正化への対応

□2021.6

経産省・国交省連携による賃貸住宅における
入居前のLPガス料金情報提示の取り組み

LPガス料金情報の流れ

LPガス販売事業者→物件オーナー・不動産管理会社→
不動産仲介業者→入居前の消費者

□評価と課題

複数省庁の連携は成果

実効性には問題も残る

どの程度、徹底されているか。

住宅メーカーが対象外となっている。

*** 現実には問題が未解決**

『朝日新聞』の記事、経産大臣の指示・・・

取引適正化問題：賃貸と戸建てで異なる

□賃貸住宅

「被害者」は居住者（消費者被害が生じている）

ガス料金にガス関連・非関連の設備費が「混入」することがある。

場当たりの対応で居住者間に不公平が生じる。

LPガス販売事業者は必ずしも「仕掛け人」ではない。

□戸建て住宅（この1年で実態把握が進んだ）

「被害者」は配管・ガス設備を設置したLPガス販売事業者

液石法で所有権が認められているものの、

新規LPガス販売事業者への切り替えが生じた際の

裁判で、「消費者保護」等の観点から、未償却分を

回収できないケースが相次ぐ。

「仕掛け人」は、新規LPガス販売事業者。

実施すべき対策

- 賃貸住宅は消費者問題、戸建て住宅は業界問題
- 賃貸住宅に焦点を合わせ、二つの対策を実施すべき
 - (1) LPガス料金にガス非関連の設備費を含めることを法律で禁止する。
 - (2) LPガスの料金は三部制をとることを法律で決定する。
 - ① ガス関連の設備料金(含まれない場合は「0」と明記)
 - ② LPガスの基本料金
 - ③ LPガスの従量料金
- 解決には省庁間連携が必要。
- 戸建て住宅は賃貸住宅と切り離し、時間をかけて対策を講じる。